

## 《活用例》

情報機器作業の環境測定に加えて、  
「情報機器作業における労働衛生のためのガイドライン」(※1)の研修も実施します！

### ＜測定の実施＞

(情報機器作業の環境測定)

IT システム担当課業務、図書館での蔵書検索等業務やパソコンでの事務作業(※2)が発生する事業場の(パソコン、ディスプレイ等の)情報機器作業の環境を測定します。

### ＜測定結果の評価、報告＞

→測定の前1か月後、測定結果の報告を行います。

### ＜「情報機器作業における労働衛生のためのガイドライン」研修実施＞

併せて「情報機器作業における労働衛生のためのガイドライン」について、作業環境測定士が、ポイントを絞って研修を実施します。

※1 「情報機器作業における労働衛生のためのガイドライン」(厚生労働省労働基準局)

…令和3年12月1日にガイドラインの改正が行われました。

※2 「情報機器作業における労働衛生のためのガイドライン」では、「作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの」(全ての者が業務歴、眼科学的検査などの健康診断対象となります。)を、次のように定義しています。

…1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの

- ・作業中は常時ディスプレイを注視する、又は入力装置を操作する必要がある
- ・作業中、労働者の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難である

上下水道や試験研究機関、病院等における、有機溶剤や特定化学物質などの有害因子の測定にもご活用ください(結果報告に併せて、研修実施も可能です。)

- ・上下水道 …… 水質検査等で使用する有機溶剤、特定化学物質等
- ・試験研究機関 …… 有機溶剤、特定化学物質等
- ・病院 …… ホルムアルデヒド、キシレン、エチレンオキシド等
- ・清掃 …… 騒音・金属・粉じん
- ・土木現場 …… 溶接ヒューム等